

会 議 名	第1回 邑楽町特別職報酬等審議会		
開 催 日 時	令和8年6月25日(木)	9:55～11:10	開催場所 役場 3階大会議室
委員出席者	阿部 浩明、大竹 喜代子、大野 仁、岡田 真幸、栗原 實、 澤口 洋一、須永 篤、高澤 透、長山 清、横山 正行		
委員欠席者	なし		
事 務 局	総務課職員 課長 石原 光浩、係長 成塚 弘幸、主任 石島 直樹、主事 近藤 七星		
その他出席者	邑楽町長 橋本 光規		
議 事	(1)	職務代理者選任	
	(2)	議事録の公開について	
	(3)	議会議員の報酬額及び町3役の給料額の改定について	
	(4)	その他	

議事	発言者	内容
1. 開会	事務局	(開会のあいさつ 略)
2. 辞令書の交付		(町長から委員に辞令書を交付)
3. 町長あいさつ	町長	(町長あいさつ 略) (町長は公務のため退席)
4. 委員及び事務局の紹介		(順次自己紹介)
5. 会長の選任	事務局	会長の選任を行う。邑楽町特別職報酬等審議会条例(以下「条例」という。)第4条により委員の互選により選任することとなっている。
	委員	過去の例などがあれば、伺いたい。
	事務局	以前の特別職報酬等審議会では、区長会長がその任を務めていただいたことがある。
	委員	区長会長にお願いするのはどうか。
	委員一同	(異議なしと発言あり)
6. 会長あいさつ	会長	(会長あいさつ 略)
7. 議事 (1)職務代理者の選任	会長	職務代理者の指名を行う。条例第4条第3項に基づき指名する。商工会会長にお願いしたいと思うが、よろしいか。
	委員一同	(異議なしと発言あり)

議事	発言者	内容
	会長	商工会会長を職務代理者と決定する。
(2)議事録の公開について	事務局	会議録は、町ホームページ上で公表を予定している。内容は、挨拶や資料説明などを省略した重点筆記の形とし、発言者は単に「委員」という表記にしたいと考えている。ただし、発言の際に「この発言は載せないでほしい」という申し出があった発言については掲載しない。また、委員名簿についても公表する予定。
		(質疑等なし)
(3)議会議員の報酬額及び町3役の給料額の改定について	事務局	(配付した資料により説明を行った)
	委員	3役の期末手当は、毎年一定の金額で支払われているのか。
	事務局	3役の期末手当の支給月数は、役場職員と同じ支給月数となっており、職員の改定に合わせている。ベースとなる給料月額、据え置かれている。
	委員	議員報酬から所得税額が引かれると思うが、それ以外に役場から天引きされるものはあるのか。
	事務局	基本的には、町で報酬から引かれているものは所得税だけであるが、会期中や研修時の食事代等で実費で出しているものについて、報酬から天引きされているものもある。
	委員	配付資料5を細かく見ると、やはり邑楽町は全体的に低いと感じる。他町と比較しても低い。3役が10%カットされたまま戻されていない現状も踏まえ、良い方向で話し合いができればと思う。
	委員	議員報酬を検討する際に、この場で、議員定数についても議論できるのか。
	事務局	2回目の特別職報酬等審議会、委員から意見として聴取することはできる。
	委員	郡内の各町の議員定数は、何人になるのか教えてもらいたい。
	事務局	議員定数は、大泉町は15名。千代田町は令和6年に議員定数を12名から11名に削減した。明和町は12名。板倉町は令和8年6月議会で、議員定数の条例改正を行い、12名から11名になった。
	委員	3役は10%カットされたままで、議員はカットされていないという認識でいいか。
	事務局	議員報酬は、平成15年に1年間限定の特例条例で18%減額したが、現在は元の額に戻っている。
	委員	町3役の給料と議員報酬を分けて提案した方が良いのか。
	事務局	別々の提案になっても問題ない。
	委員	他の自治体で、3役の給料を減額している自治体はあるのか。

議事	発言者	内容
	事務局	邑楽郡内の町の中では、邑楽町だけが減額をしている。
	委員	元々減額していて、元に戻したということか。
	事務局	平成15年頃、平成の大不況のときに、郡内でも減額が行われたと思われる。
	委員	他の町は元に戻して、邑楽町では据え置きになっている。
	委員	平成15年の時は、特別職報酬等審議会が減額について決定をして、減額を行ったということか。
	事務局	特別職報酬等審議会からの答申を受けて、町から議会へ減額の提案を行った。
	委員	資料4を見ると、平成の前半は特別職報酬等審議会が開催され報酬等の額が改定されているが、平成15年以降は特別職報酬等審議会が開かれなかったということか。
	事務局	そのとおりである。近隣の町も、最近では千代田町が令和5年に開催しただけである。
	委員	町3役は毎日出勤していると思うが、議員はどれくらいの勤務実態になるのか。別の仕事をしないで、専業で行っている議員もいるのか。
	事務局	議員は、年4回の定例会を含めた議会の会議が、年間で40日ほどあるが、地区の集まり等にも出席もしている。それ以外に、議長は、各行事にも出席している。また、その他に議会の資料を作成もしており、個々の活動は把握していない。議員の中でも、議員の職しかしていない方や他に仕事をしている方もいる。町3役は、基本的には、職員と一緒に勤務態勢で、その他に土日等の公務にも出席している。
	委員	本会は報酬等の審議会であるが、別で議員定数を検討する審議会のようなものはあるのか。
	事務局	議員定数は、議会の議決事項である。ただ、特別職報酬等審議会の答申の中で、報酬等を決めていく中で、財政面等を考慮して、議員定数について検討することを付帯意見として付け加えることは可能である。
	委員	配付された資料は、委員の中だけなのか、地元を持ち帰り、住民の方に意見を求めるために見せても問題ないのか。
	事務局	委員の方は、各団体を代表した方なので、意見を聴取していただく際に、資料と書かれているものについては、事務局で作成したものであるために見せてもらっても問題ないが、参考と右上に書かれている資料は、事務局で作成した資料ではないので、お見せするのは控えてもらいたい。後日、今回の議事録と参考と表記している資料以外は、公表する予定である。

議事	発言者	内容
	委員	事務局の方で、議員報酬や3役の給料についての案はあるか。
	事務局	町の案として、財政負担等を勘案した参考資料を作成した。報酬等を現状維持ということであれば、財政負担は変わらない。減額した場合は、財政負担は軽くなる。増額した場合は、財政負担が重くなるので、現状、町3役の給料が10%減額されていることから、それを元に戻し議員報酬も同じ割合増額した参考資料を作成した。 (事務局から参考資料を配付) (配布した資料により説明を行った)
	会長	配布した資料は、参考資料となるので、検討資料としてもらいたい。次回の特別職報酬等審議会では、各委員から給料と報酬の額について、現状維持か、増額か、減額かについて意見を聴取し、多数決で決定をしたい。次回の特別職報酬等審議会までに、必要な資料等があれば、事務局に連絡してもらいたい。
(4)その他	事務局	次回の特別職報酬等審議会は、令和8年7月17日(金)、午前10時から、役場大会議室で行う。
8. 閉会	事務局	以上で会議を終了する。